

【文部科学省からの意見】

a : 文部科学省、経済産業省、総務省【令和元年度上期措置】

すべての児童生徒に対して、最新技術を活用した世界最先端の質の高い教育を実現するため、5年以内のできるだけ早期に、すべての小・中・高校でデジタル技術が活用され、その効果が最大限発現されるよう包括的な措置を講じる。そのため、以下b～fに掲げる措置を含め、教育再生実行会議の議論を踏まえて検討し、文部科学省を中心に関係省で工程表を含む取りまとめを行う。

(質問)

- ・「令和元年度上期措置」は、「工程表を含む取りまとめを行う」にかかっているという理解でよろしいか。
- ・「工程表を含む取りまとめを行う」は、工程表とそれ以外も含めて、規制改革推進会議で報告するという理解でよろしいか。

b : 文部科学省、経済産業省、総務省【令和元年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

パソコンなどのデジタル機器（通信環境を含む）は、これからの学校教育において、机や椅子と同等に児童生徒一人一人に用意されるべきものであることを学校教育の現場に十分浸透させるとともに、「パソコン一人一台」（BYODを含む）をはじめ、あるべき教育基盤を3年以内のできる限り早期に実現するため必要な措置を講じる。最新技術を活用した教育基盤について市町村による大きな格差がなくなるよう、ICT環境整備のために講じられている地方財政措置の執行状況について、市町村ごとの整備状況や活用状況地方財政措置状況等を調査し、公表する（令和元年度）とともに、全国どこの地域の児童生徒にも必要な教育環境を提供する観点から、すべての自治体に ICT 環境整備に係る計画策定・実施を促し、必要に応じ国による是正措置を講じるす（令和2年度措置）。あわせて、自治体をまたがる共同調達の導入など、安価な環境整備に向けた具体策の検討や、学校の ICT 環境の現状・課題を踏まえた関係者の専門性を高める取組など、を推進し、学校の ICT 環境整備に必要な措置を講じる。

【修正理由】

- ・「3年以内」を削除する理由：
できる限り早期に実現すべきと考えるが、「3年以内」に「パソコン一人一台」などを実現することは、自治体の財政状況や現在の整備状況を踏まえると現実的ではないため。（実現不可能な時期を明示すべきではないと考える。）
- ・「必要に応じ国による是正措置を講じる（令和2年度措置）」を削除する理由：
国が是正措置を行う法的根拠がないと考えられる。

c : 文部科学省、総務省【令和元年度検討・結論・措置】

教育における情報の利活用を促進するため、以下の各事項を含めた「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の見直しを行い、必要な措置を講じる。

- ・教育現場においてパブリック・クラウドの利用が可能であることを明確にする
- ・校務系と学習系のネットワークについて、より柔軟なシステム分離を前提とするのではなく、他の方法によるセキュリティ対策を示しを講じた上で、校務系と学習系のシステム連携を進認める

また、自治体の条例でオンライン結合（通信回線を通じた電子計算機の結合）を制限する規定が残されたままとなっている場合でも、セキュリティを備えたクラウドを導入することによりオンライン結合を認めることをガイドラインとして示すなど、当面の措置を講じる（令和元年度上期）とともに、立法措置による解決を行う（令和元年度内）。

【修正理由】

- ・「システム分離を前提・・・」を修正する理由：

課題の所在はシステム分離ではなく、セキュリティ対策の方法の提示が限定的であることである。

- ・「校務系と学習系のシステム連携を認める」を修正する理由：

現状でも、校務系と学習系のシステム連携は可能。

d : 文部科学省【令和元年度検討開始、~~令和3年度結論、令和2年度結論~~を得次第速やかに措置】

デジタル教科書は、児童生徒の学習の充実や障害等による学習上の困難の低減に大きな可能性を有する新たな教材であることから、教育現場における効果的な活用を促進する。（教科用図書代替教材）の効果について検証を実施し、また、デジタル教科書の効果・影響について検証を実施しつつ、以下の各事項を含めた最適な制度の見直し在り方について、国際競争力の観点からの調査を含むエビデンスに基づく検討を行い、必要な措置を講じる。

- ・「世界最先端の質の高いデジタル教科書」にふさわしいコンテンツの在り方や活用方法についてを検討し、その内容を定義する
- その結果を踏まえ、デジタル教科書の効果的な活用が促進されるためのガイドラインを取りまとめる
- ・使用する授業時数の制限児童生徒の学習に最適な教科書の媒体の在り方について検討しを見直し、学校現場の判断によりデジタル教科書を柔軟に活用できるように、必要な措置を講じる。
- 紙の教科書の代替教材との位置づけを見直し、デジタル教科書ならではの迅速なアップデートなどが可能となるよう、必要な制度の見直しを行う。

【修正理由】

- ・「令和3年度結論」とする理由：

令和2年度に小学校、3年度に中学校、4年度に高等学校について本格実証が可能となることを踏まえれば、早くとも令和3年度に結論とし、必要な措置を順次講じることが適当であるため。

- ・「…教育現場における効果的な活用を促進する」を追加する理由：

デジタル教科書の効果的な活用を促進することがまずは重要であるため。

・「デジタル教科書の効果・影響について…エビデンスに基づく検討」とする理由

デジタル教科書の効果的な活用を一層促進するためには、最適な制度を構築することが必要であり、その在り方について検討するためには、しっかりと検証を実施し、国際的な観点も含めエビデンスに基づく説得力のある議論を進める必要があるため。

・「コンテンツの在り方や活用方法について検討し、」とする理由

コンテンツの在り方と活用方法については、一体的に検討することが必要であり、これにより効果的な活用を促進することが適当であるため。

・「児童生徒の学習に最適な教科書の媒体の在り方について検討し、」とする理由：

児童生徒の学習にとって最適な教科書の媒体の在り方がどのようなものなのかが検討すべき内容であることを明確化するため。

e : 文部科学省【令和元年度検討開始、令和2年度結論、結論を得次第速やかに措置】

高等学校の全日制の課程において、通信制教育で一部の科目の単位を修得した場合、その単位数を全課程の修了終りに必要な単位数に加えることができることを周知ガイドライン等で明確にする。また、通信・通学をより柔軟に組み合わせ、授業時間数や学年などに制約されず児童・生徒の理解度・達成度に応じた新たな学びを実現するため、必要な制度の見直しなど（通信制・通学制の区分を前提とせずそれらの良さを融合させた制度の導入、義務教育段階での標準時間数にとられない柔軟な授業時間設定や学年を超えた先取り学習の容認、義務教育段階での通信制・単位制の手法の導入など）を行う。

【修正理由】

・「ガイドライン等で明確に」を修正する理由：

学校間連携等による単位の取得については、学校教育法施行規則第97条や通知において明確にされている。他方で、具体の実践例等を含めるなどして丁寧に周知を図ることは重要と考えており、そのような措置を講じていきたい。

・「また～」以下を削除する理由：

地域や家庭の教育力が低下する現在、学校教育の重要性は高まり、その役割は拡大している。そのような中であって、義務教育段階の学齢児童生徒に対しては、心身の発達段階や学力・意欲の多様化等を踏まえ、一人一人の特性や状況等をきめ細かに理解して指導を行うことが必要であり、児童生徒と直接向き合う機会が大幅に限定される通信教育課程は学校教育の質を低下させることが明白であることから、導入は認められない。

また、単位制の手法の導入についても、義務教育段階においては、義務教育として行われる普通教育を施し、国家及び社会の形成者として共通に必要な資質・能力を養うことを目的としており、全児童生徒に共通の教科を受けさせる必要があることから、高等学校のように、生徒の多様な能力や進路等に応じて教科・科目を選択させ、その修得した単位を認定する仕組みの導入は認められない。

なお、高校については現在の制度下において、通信・通学を柔軟に組み合わせることが可能であり、既に多様な国民のニーズに応じて多様な通学スタイルを有する高校は存在している。

f : 文部科学省【令和元年度検討開始、令和2年度結論、結論を得次第速やかに措置】

最新技術の活用は、児童生徒により質の高い教育を提供するとともに、教員の業務負担の軽減に資する有効な手段でもあることから、最新技術を活用した学びを支える教員の在り方について検討し、結論を得る。その際、これまで教員が全て担ってきたにこれまで求められてきた「教科の専門性」と「教職の専門性」の役割についても見直し、多様な外部人材を活用しながら、時代の変化に応じて柔軟に対応できる新たな指導体制を実現する見直すことが必要である。あわせて、外部人材の必要性がこれまで以上に高まることを新たな教員の在り方を前提に、そのため、多様な外部人材が幅広く学校教育に参画する仕組みをつくるために必要な措置を講じる。